

別添 1 : 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画記載例 (移転型)

※黄色網掛け及び赤字注釈については、特に御確認願います。

別記様式第 1 5 (第 2 8 条関係)

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画認定申請書 (移転型事業)

令和〇年〇月〇日

静岡県知事 〇〇 〇〇 殿

株式会社 〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

押印不要

地域再生法第 1 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、同項第 1 号に掲げる事業 (移転型事業) に関する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を申請します。

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

※静岡県申請用

別添 1 : 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画記載例 (移転型)

※大企業で事業年度が 4 月 1 日～ 3 月 3 1 日である法人の事例
地方活力向上地域等特定業務施設整備計画

1 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の内容

(1) 特定業務施設並びにこれと併せて整備する特定業務福利施設 (以下「特定業務福利厚生施設等」という。) の

特定業務施設の整備であることと、その整備の目的がわかるように記載してください。

① 整備目的

〇〇事業で生産される商品 A は、弊社の主力商品であり、近年国内でのニーズが大きく高まっている。この度、その主要な工場と営業所が立地している宮崎に新たに支社を設置することとした。

東京本社にある〇〇事業の管理業務部門及び調査企画部門の一部を、宮崎工場隣接地に移転し、生産・販売拠点である現地にて〇〇事業の企画・マーケティングを直接的・効率的に行う。地域の特性に合わせた経営戦略を行うことで、地元の隠れたニーズをつかみ、西日本におけるさらなる販路拡大を行い、売上向上を図っていく。

また、円滑な社員の移住や現地での人材獲得の観点から、事務所から車で 30 分圏内の社員寮を借り上げるとともに、事業所内保育所及び関連施設を新設し、社員の居住環境や子育て環境の整備を図る。

② 整備内容

ア) 特定業務施設

事務所の整備の場合は、原則として、全社的な業務を行うもの又は各地域における支部などが複数事業所に対して行うものである必要があります。

事務所	研究所	研修所	特定業務福利厚生施設	特定業務児童福祉施設
○			○	○

・ 特定業務福利厚生施設：寮 (規則第 8 条第 2 項第 3 号)

・ 特定業務児童福祉施設：事業所内保育所 (規則第 8 条第 3 項第 5 号) 及び授乳室 (同項第 10 号)

※各施設の種別は、該当するものに「○」を記載すること。

※特定業務福利厚生施設等にあつては、該当する地域再生法施行規則第 8 条第 2 項各号又は第 3 項各号の施設も併せて記載すること。

イ) 整備場所

・ 事務所、事業所内保育所及び授乳室：宮崎市〇〇町** (地方活力向上地域内)

・ 寮：児湯郡新富町***ハイツ (地方活力向上地域内)

※「地方活力向上地域内」「準地方活力向上地域内」のいずれかを記載

※整備場所は、特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等を整備する住所を記載すること。特定業務施設、特定業務福利厚生施設又は特定業務児童福祉施設を別の住所で整備する場合は、施設ごとに記載すること。賃貸による場合は入居を予定する物件名まで記載すること。

ウ) 特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等の取得等の別

・ 特定業務施設

区分	新築	増築	購入	賃貸	用途変更
土地			○		
建物	○				

別添 1 : 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画記載例 (移転型)

・ 特定業務福利厚生施設

区分	新築	増築	購入	賃貸	用途変更
土地				○	
建物				○	

・ 特定業務児童福祉施設

区分	新築	増築	購入	賃貸	用途変更
土地			○		
建物	○				

実際の課税時には、完成図面から再計算するため
計画値として記載してください。

※所有地にこれらの施設を整備する場合は、土地の

エ) 特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等となる建物等

区分	項目	全体	対象部分	備考
土地	敷地面積	700 m ²	700 m ²	事務所及び事業所内保育所等用
建物	延べ床面積	2,100 m ²	2,100 m ²	地上3階建ての事務所(2035.59 m ²)を建設(1階に事業所内保育所(58.41 m ²)及び授乳室(6 m ²)を併設)
土地	敷地面積	700 m ²	175 m ²	社員寮用
建物	延べ床面積	3,500 m ²	175 m ²	寮は地上5階建てのうち1DK×5部屋(175 m ²)を賃貸
建物附属設備	種類	空調設備		空調設備は****
	数量等	3台	3台	(事務所2台、事業所内保育所1台)
構築物	種類	駐車場		事業所敷地内
	数量等	2台	2台	
機械装置	種類			
	数量等	-	-	

※対象施設(特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等をいう。以下同じ。)以外の業務施設(工場等)を整備する場合は、その整備全体について記載すること。

※特定業務施設以外に特定業務福利厚生施設等又は特定業務施設以外の業務施設を整備する場合には、「備考」の欄に対象となる具体的な部分(対象部分のあるフロア等)等を特定業務施設、特定業務福利厚生施設又は特定業務児童福祉施設ごとに記載すること。

※対象施設以外の業務施設(工場等)を整備する場合であって、土地、建物(共有部分)、建物附属設備、構築物の対象部分が明確に区分できない場合のそれぞれの「対象部分」の欄は、建物の特定業務施設部分、特定業務福利厚生施設部分、特定業務児童福祉施設部分、対象施設以外の施設部分の延べ床面積の比により按分したものをそれぞれ記載すること。

別添1：地方活力向上地域等特定業務施設整備計画記載例（移転型）

※土地、建物が複数ある場合は、その土地、建物ごとに記載すること。

※建物附属設備、構築物、機械装置が複数ある場合は、種類ごとに記載すること。

※特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等の図面、外観イメージを表す書類等を添付すること。

オ) 特定業務福利厚生施設の用途、利用定員数及び利用見込み従業員数

- ・用途：社員寮
- ・利用定員数：5人
- ・利用見込み従業員数：5人

※特定業務福利厚生施設を整備する場合に記載すること。複数の特定業務福利厚生施設を整備する場合は、該当する地域再生法施行規則第8条第2項各号の施設ごとに記載すること。

カ) 特定業務児童福祉施設の用途、利用定員数及び利用見込み従業員の児童数

- ・用途：①事業所内保育所、②授乳室
- ・利用定員数：①30人、②1人
- ・利用見込み従業員の児童数：①30人、②1人

※特定業務児童福祉施設を整備する場合に記載すること。複数の特定業務児童福祉施設を整備する場合は、該当する地域再生法施行規則第8条第3項各号の施設ごとに記載すること。

キ) 事業期間

整備計画認定の日～令和11年3月末

最長で令和13年（2031年）3月末まで

※事業期間の終期は、本計画の認定の日から起算して5年以内であること。ただし、地域再生計画の計画期間を超えるものではないこと。なお、事業期間の終期は、特定業務施設及び特定業務福利厚生施設等の整備が終了し、組織改正及びそれに伴う人事異動が終了する時期を記載すること。

③ 特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等の整備の実施時期

ア) 特定業務施設の整備の実施時期

区分	時期	
土地取得	令和 6年 5月	土地を購入
着工	令和 6年 6月	着工予定時期
完成	令和 7年 3月	
事業供用開始	令和 7年 5月	

取得の日の翌日から1年以内に当該土地を敷地とする建物等の建設に着手する場合は、土地も不動産取得税減免の対象となります。

※特定業務施設を賃貸により整備する場合は、「着工」の欄に賃貸借契約締結時期、「完成」の欄に入居時期を記載すること。

※複数の特定業務施設を整備する場合は、それぞれの時期を並列に記載すること。

イ) 特定業務福利厚生施設等の整備の実施時期

区分	時期	備考
土地取得	令和 6年 5月	事業所内保育所・授乳室：土地を購入
着工	令和 6年 6月	事業所内保育所・授乳室：着工予定時期
	令和 7年 4月	寮：賃貸借契約締結時期
完成	令和 7年 3月	事業所内保育所・授乳室
	令和 7年 5月	寮：入居時期
事業供用開始	令和 7年 5月	

※特定業務福利厚生施設等を整備する場合に記載すること。

別添 1 : 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画記載例 (移転型)

※特定業務福利厚生施設等を賃貸により整備する場合は、「着工」の欄に賃貸借契約締結時期、「完成」の欄に入居時期を記載すること。
 ※複数の特定業務福利厚生施設等を整備する場合は、それぞれの時期を並列に記載すること。

(2) 特定業務施設で行う業務

① 移転等を行う業務

移転等を行う業務部門	事業所	備考
その他管理業務部門	本社 (東京)	総務部門 (経理、法務等) 住所：東京都千代田区〇〇
調査・企画部門	本社 (東京)	調査企画部門 住所：東京都千代田区〇〇
-	-	-

※「移転等を行う業務部門」の欄は、調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門、商業事業部門、情報サービス事業部門、サービス事業部門、研究所、研修所の別を記載すること。
 ※「事業所」の欄は、移転等を行う業務部門が申請時点に所在している事業所名称を記載すること。
 ※商業事業部門は、専ら業務施設において情報通信技術の活用により対面以外の方法による業務を行うものに限る。
 ※サービス事業部門は、調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門又はその他管理業務部門の業務の受託に関する業務を行うものに限る。

② 特定業務施設で行う業務

弊社の主力事業として位置づける〇〇事業の拠点として、総務課においては〇〇事業に関連する総務、人事、経理業務等を行う。特に人事業務は、本社採用とは別に地方採用の権限を有する予定としている。

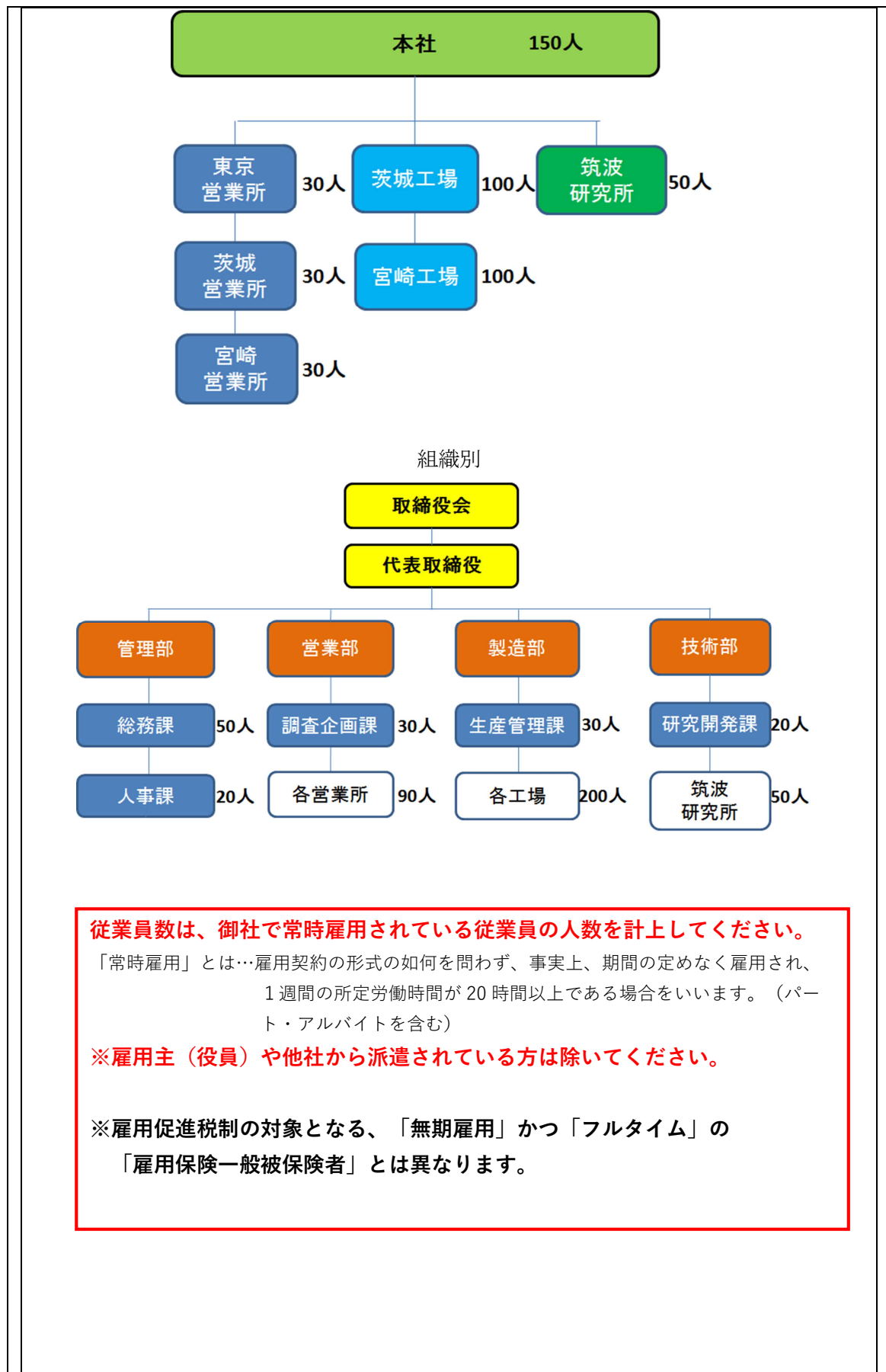
また、宮崎支社の調査企画部門においては、〇〇事業の中心的市場の一つである九州地域における販売戦略の企画立案を行う。弊社では新たな販路拡大を目指しており、中国・四国地方への進出も見据え、新たな工場立地も含めた現地調査業務・経営戦略の企画立案についても併せて推し進めていく予定である。

施設整備から2年後となる令和8年度には、〇〇事業が弊社売上の**% (計画認定時の△%増) となることを目指しており、ひいては宮崎工場及び宮崎営業所における雇用を伸ばし、生産規模を拡大していく計画である。

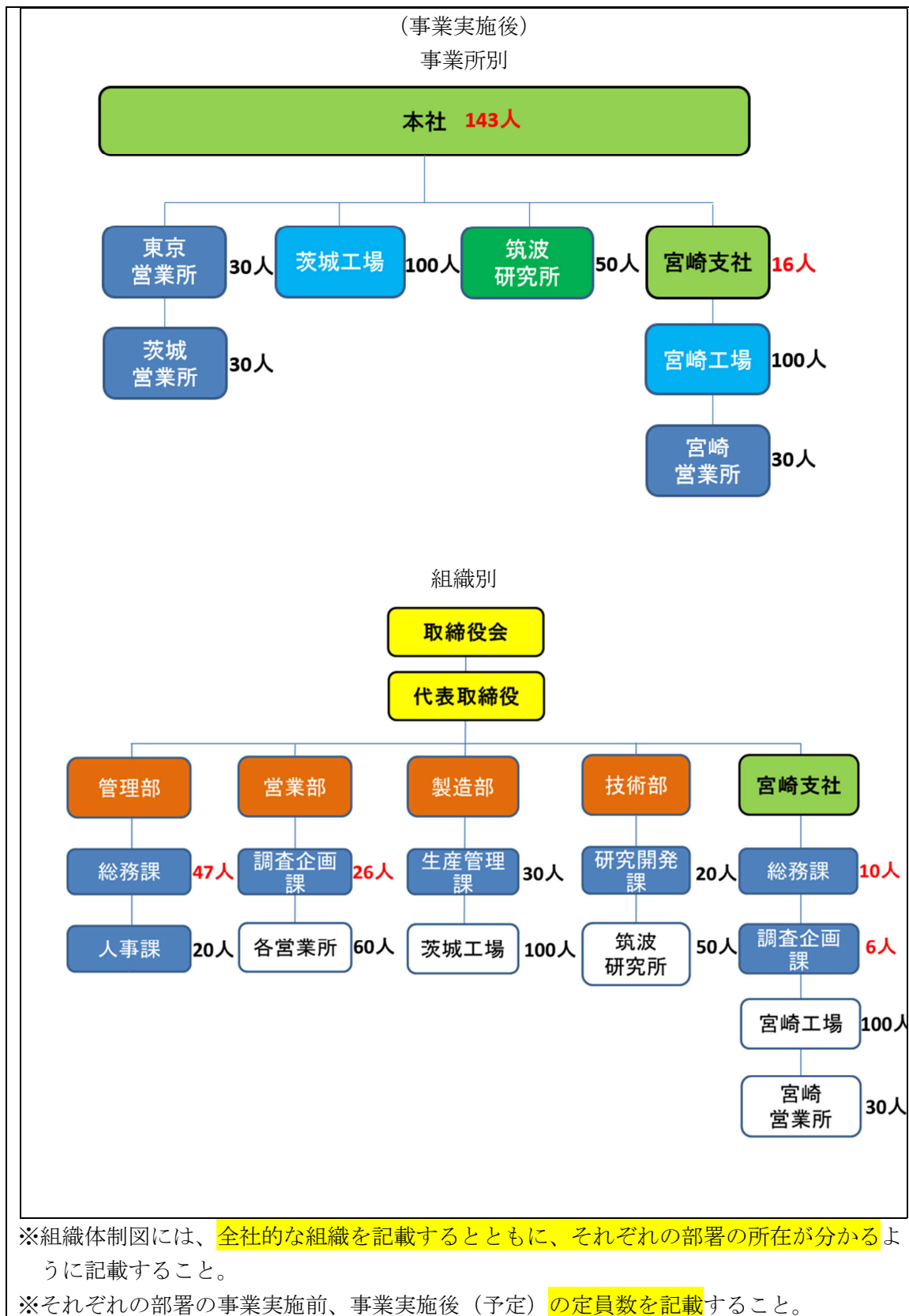
③ 組織体制 (事業実施前・事業実施後)

(事業実施前)
事業所別

別添1：地方活力向上地域等特定業務施設整備計画記載例（移転型）



別添1：地方活力向上地域等特定業務施設整備計画記載例（移転型）



今回整備する施設内の特定業務に該当する部門をいいます。

- 2 特定業務施設において常時雇用する従業員に
 (1) 特定業務施設において常時雇用する従業員 **取得の別を新築、購入、賃貸とした場合は、申請時点で施設が存在しないため、0人としてください**

区分/時期	申請時	1期目	2期目	3期目	4期目	5期目	終了時
特定業務施設の全従業員数	0人	0人	9人	12人	14人	-人	16人

※申請者の各事業年度の末日の従業員数を記載すること。「終了時」の欄は、事業期間の末日の従業員数を記載すること。事業期間の末日を含む期間については、当該期間の欄には記載せず、「終了時」の欄に記載すること。

- (2) 特定業務施設において常時雇用する従業員の増加数

区分/時期	1期目	2期目	3期目	4期目	5期目	終了時	合計	事業供用開始日から1年間
新規採用者数	0人	4人	2人	2人	-人	1人	9人	4人
みなし転勤者数	-人	-人	-人	-人	-人	-人	-人	-人
特定集中地域にある他の事業所からの転勤者数	0人	5人	1人	0人	0人	1人	7人	5人
特定集中地域以外の地域にある他の事業所からの転勤者数	-人	-人	-人	-人	-人	-人	-人	-人

※申請者の各事業年度の従業員の増加数を記載すること。「1期目」の欄は認定の日から1期目の末日まで、「終了時」の欄は事業期間の末日の属する事業年度開始の日から事業期間の末日まで、「事業供用開始日から1年間」の欄は特定業務施設を事業の用に供した日から同日以後1年を経過する日までの間の従業員の増加数を記載すること。事業期間の末日を含む期間については、当該期間の欄には記載せず、「終了時」の欄に記載すること。

※「新規採用者数」の欄は、新規採用による従業員の増加数を記載すること。

※「みなし転勤者数」の欄は、新規採用者数、(3)に定める減少が見込まれる従業員数並びに(3)に定める定年退職者及び自己都合退職者の数のうち、最も少ない数を記載すること。

※転勤者数は、それぞれの地域にある他の事業所からの転勤による従業員の増加数を記載すること。
移転や建替えの場合、旧社屋からの異動者は転勤者欄に記載してください。

※「事業供用開始日から1年間」の欄は、地域再生法施行規則第33条第2号イに掲げる要件を満たすものとして認定を受けようとする場合には記載することを要しない。

- (3) 特定集中地域にある他の事業所において常時雇用する従業員数の減少数

別添1：地方活力向上地域等特定業務施設整備計画記載例（移転型）

区分/時期	申請時	1期目	2期目	3期目	4期目	5期目	終了時	事業供用開始日から1年間
減少が見込まれる従業員数	0人	0人	5人	1人	0人	-人	1人	5人
定年退職者及び自己都合退職者の数	0人	0人	0人	0人	0人	-人	0人	0人

※特定集中地域にある他の事業所において常時雇用する従業員の数の減少が見込まれる場合に記載すること。「1期目」の欄は認定の日から1期目の末日まで、「終了時」の欄は事業期間の末日の属する事業年度開始の日から事業期間の末日まで、「事業供用開始日から1年間」の欄は特定業務施設を事業の用に供した日から同日以後1年を経過する日までの間の従業員の減少数を記載すること。事業期間の末日を含む期間については、当該期間の欄には記載せず、「終了時」の欄に記載すること。

※「事業供用開始日から1年間」の欄は、地域再生法施行規則第33条第2号イに掲げる要件を満たすものとして認定を受けようとする場合には記載することを要しない。

(4) 新規採用者及び他の事業所からの転勤者の職種

職業分類	人数	備考
一般事務従事者	12人	総務課、調査企画課
会計事務従事者	4人	総務課（経理業務）
	0人	
	0人	
合計	16人	

部署、業務内容、人数の内訳を記載してください。
※業務内容は、「別表 特定業務施設の対象範囲について」の「業務内容例」から主たる業務を選択して記載してください。

※「職業分類」の欄は、日本標準職業分類の中分類から選択し記載

※「人数」の欄は、事業期間の末日の職種ごとの従業員数を記載すること。

(5) 整備計画に関連する全事業所において特定業務（注）に従事する常時雇用する従業員数

注）地域再生法施行規則第8条第1項各号に掲げる業務施設において行われる業務

区分/時期	申請時	1期目	2期目	3期目	4期目	5期目	終了時
集中地域にある事業所の従業員数	150人	150人	145人	144人	144人	-人	143人
集中地域以外の地域にある事業所の従業員数	0人	0人	9人	12人	14人	-人	16人

※申請者の各事業年度の末日の従業員数を記載すること。「終了時」の欄は、事業期間の末日の従業員数を記載すること。事業期間の末日を含む期間については、当該期間の欄には記載せず、「終了時」の欄に記載すること。

※計画により業務部門が移転等する全事業所における特定業務に従事する従業員の合計数を記載すること（当該特定業務施設における従業員含む。）。

3 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画を実施する

(1) 特定業務施設等の整備に必要な資金

区分	取得価格等	
土地	300百万円	土地購入

計画により新しく整備する施設と、その施設に移動するものが申請時に勤務している事業所（1(2)①に記載した事業所）が対象となります。

別添 1 : 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画記載例 (移転型)

建物	2,000 百万円	事務所棟 (3 階建て、1 階は事業所内保育所及び授乳室)、寮 (1DK×5 部屋)
建物附属設備	45 百万円	空調設備 45 百万円
構築物	20 百万円	駐車場
機械装置	0 百万円	
その他	0 百万円	
合計	2,365 百万円	

※対象施設以外の業務施設 (工場等) を整備する場合は、その全体について記載すること。ただし、建物が複数ある場合など、特定業務施設、特定業務福利厚生施設、特定業務児童福祉施設及び対象施設以外の施設ごとに区分できる場合は、その内訳を記載すること。

※建物附属設備、構築物、機械装置が複数ある場合は、「取得価格等」の欄にその合計額を記載し、「備考」の欄備考欄に主な内訳等を特定業務施設、特定業務福利厚生施設又は特定業務児童福祉施設ごとに記載すること。

(2) 特定業務施設等の整備に必要な資金の調達方法

調達方法	金額	備考
自己資金	1000 百万円	
借入金	1300 百万円	〇〇銀行
社債等	0 百万円	
出資	0 百万円	
その他	65 百万円	補助金 県 65 百万円
合計	2,365 百万円	※施設ごとの区分は困難。

調達先の金融機関名を記載してください。

※ただし、対象施設を整備する場合であって、特定業務施設、特定業務福利厚生施設、特定業務児童福祉施設及び対象施設以外の施設ごとに区分できる場合は、その内訳を記載すること。

※国、都道府県及び市町村等からの補助については、「その他」の欄に記載すること。

※合計額は 3 (1) 特定業務施設等の整備に必要な資金と同額となるよう記載すること。

4 特例措置の活用希望

特例措置内容	活用の希望の有無
借入れ等に対する独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証	■希望する □希望しない
設備投資に対する課税の特例措置 (特別償却又は税額控除の選択適用)	■希望する □希望しない
新規雇用等に対する課税の特例措置 (税額控除)	■希望する □希望しない

オフィス減税

雇用促進税制

※新規雇用等に対する課税の特例措置を活用される場合であって、当該特例措置の対象となる特定業務施設の雇用保険適用事業所番号を有する場合は以下に記載すること (複数の雇用保険適用事業所番号を有する場合はその全てを記載すること。)

--

オフィス減税と雇用促進税制は、同一事業年度での併用ができませんので、御注意ください。事業年度が異なれば、それぞれ適用することができます。
(例：1 期目はオフィス減税、2 期目は雇用促進税制)